

主な内容

- 2面 会長あいさつ、論説
一斉陳情を実施
- 3面 当面の問題シリーズ149
- 4～6面 第58回定期大会議案
第1号議案、第2号議案

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

電話 03(3356)4479

【URL】https://t-zcisei.jp

編集発行人 広部委員長 森下 基樹

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様にご送付しております。

令和7年度 税制改正に関する要望書(概要)

重要要望事項

- I 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。
- II 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。
- III 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。
- IV 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。
- V 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

個別要望事項

- 【法人課税関係】
 1. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内に改めること。
- 【所得・消費課税関係】
 2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にする。
- 【所得課税関係】
 3. 基礎的な人的控除について控除額を見直すこと。
- 【所得・法人課税関係】
 4. 起業を促進する税制の充実を図ること。
 - ・起業後3～5年程度の期間に限り各種税額について軽減措置を講ずること。
 - ・起業に係る設備投資に関しては、即時償却を含む特別償却を認めること。
 - ・消費税の本則課税と簡易課税制度の選択を任意に行うことを認めること。
- 【資産課税関係】
 5. 事業を承継する後継者の相続税負担を軽減すること。
 - ・非上場株式の相続税評価額を引下げること。
 - ・非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予制度における免除要件を緩和すること。
 - ・回収困難なオーナー貸付金の評価引下げなど、所要の措置を講ずること。
- 【その他国税関係】
 6. 印紙税を廃止すること。

令和7年度 税制改正要望を決定

年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大することなどを要望

本連盟は、東京税理士会連の意見を徴し、さらに「令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」に基づき、各単位税政書」の内容を踏まえて、令和7年度税制改正に関する重要要望事項は別掲のとおり5項目で、日税連建議書(冊子/概要)を6月6日の幹事会で決定した。同一である。なお、概要リーフレット

第58回定期大会・研修会のご案内

日程 令和6年9月19日(木)
場所 京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール
新宿区西新宿2-2-1 ☎03(3344)0111(代)

研修会

時間 午後1時～2時
講師 参議院議員 宮沢洋一氏(自民党税制調査会会長)
テーマ 今後の税制改正における課題と自民税調の役割
※事前申込みは不要です。当日、研修カードをご持参ください。

第58回定期大会

時間 午後2時15分～5時
議案 第1号議案 令和5年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
第2号議案 令和5年度収支決算報告承認の件
第3号議案 令和6年度運動方針決定の件
第4号議案 令和6年度組織活動方針決定の件
第5号議案 令和6年度収支予算決定の件
第6号議案 大会決議決定の件

懇親会

時間 午後5時30分～7時
場所 京王プラザホテル 本館4階 花
会費 5,000円
来賓 国会議員、東京都議会議員ほか
※税理士会員であればどなたでもご参加いただけます。

総務会 第58回定期大会議案を決定

本連盟では、第58回定期大会に向け、7月23日に幹事会、8月21日に総務会を開催して、大会議案書を決定した。

大会決議事項は次のとおり6議案である。

第1号議案「令和5年度運動経過並びに組織活動報告承認の件」は、従来「運動経過」の文言を整理し見直し、特に「運動方針」については、6つの運動方針それぞれにその趣旨が明確になるよう、説明文を付した。

第2号議案「令和5年度収支決算報告承認の件」(5面に別掲)は、当該年度においては税政連サポート募金と日本税理士政治連盟からの助成金が予算額を上回った。

第3号議案「令和6年度運動方針決定の件」は、従来の文言を整理し見直し、特に「運動方針」については、6つの運動方針それぞれにその趣旨が明確になるよう、説明文を付した。

第4号議案「令和6年度組織活動方針決定の件」は、文言と所掌の整理を行った。

第5号議案「令和6年度収支予算決定の件」は、諸物価上昇の折から項目毎の予算額の精査を行った。

第6号議案「大会決議決定の件」は、文言整理と「決定の件」を最後に一括して宣言することとした。

は、従来同様、本連盟・東京会会報(東京税理士界)8月号に同封して、全会員に送付した。

また、同幹事会では、令和7年度税制改正に関する要望(冊子/概要)についても決定した。

本連盟は、令和7年度税制改正要望実現のための活動を開始している。

本年3月には中小企業関係団体との懇談会を行い、令和6年度税制改正に対する評価と令和7年度に向けての課題について意見交換した。

5月には2日間、6名の国会議員に対し早期陳情を実施し、8月には税理士後援会の協力を得て、一斉陳情を実施した(2面に関連記事)。

風(かせ)という言葉には色々な意味がある。空気が流れなどの他に、世の中の動きやありさま、社会の動向や変化、政治的・経済的な潮流を表すこともある▼時代の流れや社会の動きを正確に捉え、変化の兆しを察知し、柔軟に対応することとは大昔である。しかし、それが過ぎてしまうと風任せに「責任がなく、その場しのぎで場当たり的な制度が作られたり、構造的な問題が放置されたりする結果をもたらすことがある▼歴史を振り返ると、自ら風を起してきた人々が浮かび上がる。公卒などに浮かす市民運動、労働者の地位向上を求める労働運動、差別の取扱いに立ち上がった公民権運動や女性解放運動など、枚挙に暇がない。不正に對して沈黙せず、権力の弾圧にも屈せず、自由や権利を求めて戦った人々だ▼これらの人々の行動は、時には大きな犠牲を伴いながらも、社会に大きな変革をもたらしてきた。私たちが当たり前だと思っていた自由や権利やそれらの前提は、こうした自ら風を起してきた人々によってもたらされているところろが大い▼最初は小さな風かもしれない。時間がかかるかもしれない。それでも私たちが自身を起すことで、未来の私たちの社会が形作られる。より良い風が吹く社会に生きていき

たい。

風(かせ)という言葉には色々な意味がある。空気が流れなどの他に、世の中の動きやありさま、社会の動向や変化、政治的・経済的な潮流を表すこともある▼時代の流れや社会の動きを正確に捉え、変化の兆しを察知し、柔軟に対応することとは大昔である。しかし、それが過ぎてしまうと風任せに「責任がなく、その場しのぎで場当たり的な制度が作られたり、構造的な問題が放置されたりする結果をもたらすことがある▼歴史を振り返ると、自ら風を起してきた人々が浮かび上がる。公卒などに浮かす市民運動、労働者の地位向上を求める労働運動、差別の取扱いに立ち上がった公民権運動や女性解放運動など、枚挙に暇がない。不正に對して沈黙せず、権力の弾圧にも屈せず、自由や権利を求めて戦った人々だ▼これらの人々の行動は、時には大きな犠牲を伴いながらも、社会に大きな変革をもたらしてきた。私たちが当たり前だと思っていた自由や権利やそれらの前提は、こうした自ら風を起してきた人々によってもたらされているところろが大い▼最初は小さな風かもしれない。時間がかかるかもしれない。それでも私たちが自身を起すことで、未来の私たちの社会が形作られる。より良い風が吹く社会に生きていき

政治資金の透明化 道半ば

会長あいさつ 名倉 明彦



前号で触れた自民党の派閥パーティーに係る政治資金収支報告書不記載事案については6月19日、政治資金規正法改正案が参院本会議で自民、公明などの賛成多数で可決、成立し一定の

結論をみました。内容はご承知のとおり、政治資金収支報告書に議員の「確認書」の添付義務付け、パーティー券購入者公開基準の5万円超への引下げ、政治資金収支報告書のネット公開、政策活動費からの支出額の上限定額と10年後の領収書公開などです。

この問題について日本税理士会連合会では本年3月26日、登録政治資金監査人による政治資金監査の対象

など4項目について、「登録政治資金監査人による政治資金監査のあり方に関する要望」を取りまとめました。具体的には監査範囲に収入を含めることや会計帳簿を複式簿記による記帳とすることなど概ね妥当な内容と考えられます。

政治資金規正法改正に当たって日税連・日税政が適動した結果、政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを求め、会計の在り方について検討を行うこと。」が附帯決議に盛り込まれました。この附帯決議が入ると

たことは一つの成果であり、今後の改正審議に資するものと考えられます。今回の法改正の内容は、私も含めた国民の大多数が納得できないでしょう。税理士政治連盟としては、政治資金規正法の更なる改正に向けて、先に進めなければなりません。いずれにせよ、政治資金の問題は、これからも永く続くものと考えられます。

私含めた国民の大多数が納得できないでしょう。税理士政治連盟としては、政治資金規正法の更なる改正に向けて、先に進めなければなりません。いずれにせよ、政治資金の問題は、これからも永く続くものと考えられます。

税理士は、登録政治資金監査人として関与することをはじめ、国民の一人としても政治に対して、監視する視線を持ち続ける必要があると思えます。

本連盟は、国会議員48名(ボスティング含む)に一斉陳情を実施し、令和7年度税制改正に関する重要要望事項を強く訴えた(写真11順不同)。



海江田万里議員

一斉陳情を実施(8月2日、5日及び6日)

論説

お手許に「令和7年度税制改正に関する建議書」(リーフレット)が届いていると思えます。毎年この時期に日本税理士会連合会に「日税連」は「建議書」(建議書)を取りまとめます。日本税理士政治連盟(日税政)はこの「建議書」の内容を立法として実現させるために日税連とともに「税制改正に関する要望」(要望書)を作成します。言い換えれば、日税連が作成する「建議書」は官公署(霞が関)へ向けての税制改正建議であり、「要望書」は国会議員(永田町)へ向けての税制改正要望になります。そしてこのリーフ

レットは国会議員に説明するための資料として「建議書」と「要望書」の内容を簡潔にしたものになります。日税連では「建議書」の作成にあたり、日本全国の15単位税理士会より提出された税制改正建議に関する意見書から優れた意見を取り上げ、「税

見書」(意見書)を理事會機関決定し、日税連に提出しました。一方、東京税理士政治連盟(東税政)はこの意見書に基づき、東税政としての「令和7年度税制改正に関する要望書」を作成し、幹事会での審議を経て決定しました。そして日税政では日本全

先日某支部の会員である税理士が、その支部の政治連盟に加入するかどうかを悩んでいる動画をYouTubeで流していました。その税政連では与党の国会議員と、野党の国会議員一人ずつの推薦をされており、異なる会派の議員を応援する政治連盟に加入すべ

動を行うことがその役割のひとつです。よく言われることではありますが、税政連は税制に関する活動の目的ではありません。国会議員等が税政連の活動を理解していただける先生方を与野党問わず心援し、純粋により良い税制の実現を目指して活動しています。

そして税政連の活動にはどうしても資金が必要で、議員への陳情に掛かる役員交通費、事務局職員の給与をはじめとする諸経費等がかかります。税政連に加入する(会費を払う)か悩んでおられる会員の方々、税政連の活動にご理解をいただき、ぜひ税政連にご加入いただき、その活動を支えていただきたくお願いいたします。

税政連活動を支えるものは

務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができるとする税理士法第49条の11に基づき、この建議書を作成しています。「令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意

国15単位税理士政治連盟の幹事を集めて幹事会を開催し、日税連が作成する「建議書」に基づき、令和7年度税制改正に関する要望」を決定しています。したがって、この「要望書」は日本全国の税理士会会員の意見を集約したものであるともいえま

きかを悩んでいることとです。税政連の主たる活動は税制改正であり、前号の機関誌「論説」でも記載のとおり「建議書」の前身は、納税者にとって身近な存在である我々税理士が感じている納税者の「願い」であり、この願いを国政の場に届けるための必要な活

動を行うことがその役割のひとつです。よく言われることではありますが、税政連は税制に関する活動の目的ではありません。国会議員等が税政連の活動を理解していただける先生方を与野党問わず心援し、純粋により良い税制の実現を目指して活動しています。

そして税政連の活動にはどうしても資金が必要で、議員への陳情に掛かる役員交通費、事務局職員の給与をはじめとする諸経費等がかかります。税政連に加入する(会費を払う)か悩んでおられる会員の方々、税政連の活動にご理解をいただき、ぜひ税政連にご加入いただき、その活動を支えていただきたくお願いいたします。



若宮健嗣議員



末松義規議員



松本洋平議員



松島みどり議員



鈴木隼人議員



伊藤達也議員



辻清人議員



平将明議員

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。事故原因の多くは、【うっかり】【思い込み】です。

よくあるご質問

「裁判」にならないと保険が使えない? → 裁判に限りません

依頼者から電話、書面、メールなど手段は問わず、保険期間中に賠償請求を受けた場合も事故発生とみなします。

税理士業務を行う時に加入していれば大丈夫? → いいえ

任意賠償請求を受けた時に加入していることが条件です。税理士業務を行った時の保険加入有無は問いません。

お問合せ先(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907 <https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



「租税・簿記」教育の必要性を検討する

1 はじめに

インターネットが普及している中で、簡単に何でも調べられるようになった。このように、インターネットが普及している中で、簡単に何でも調べられるようになった。このように、インターネットが普及している中で、簡単に何でも調べられるようになった。

2 義務教育の目的

義務教育は、国民が共通の基礎的な知識・技能を身に付け、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。義務教育は、国民が共通の基礎的な知識・技能を身に付けることである。

3 高校における租税教育の現状

2022年度より高等学校公民科の「公共」が必修科目となった。租税・簿記教育は、高校で学ぶべき重要な科目である。租税・簿記教育は、高校で学ぶべき重要な科目である。

4 租税教育が重要になつた背景

(1) 日本は個人所得課税の国である。租税は国民生活に深く関係している。租税は国民生活に深く関係している。租税は国民生活に深く関係している。

5 租税教育の重要性

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

6 所得税簡素化と租税教育

所得税簡素化は、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。所得税簡素化は、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

7 租税教育の推進

租税教育の推進は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育の推進は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

8 最後に

租税教育の重要性は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育の重要性は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

税の授業時間

学校	学年	教科	単元	おおよそ時間数
小学校	6年	社会	憲法と私たちの暮らし	1時間
中学	3年	公民分野	財政と国民の福祉	5時間
高校	3年	公民分野	公共が必須科目に	2単位70時間
			うち、租税・財政教育	2～4時間

※令和6年 学習指導要領の指導書などから時間数を集計

「当面の問題」シリーズ

149

① バンチャレビジネス

バンチャレビジネスは、国民が共通の基礎的な知識・技能を身に付けることである。バンチャレビジネスは、国民が共通の基礎的な知識・技能を身に付けることである。

② 源泉所得税について

源泉所得税は、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。源泉所得税は、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

③ 雇用から業務請負へ

雇用から業務請負へは、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。雇用から業務請負へは、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

④ 法人設立が簡単に

法人設立が簡単にすることは、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。法人設立が簡単にすることは、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

⑤ ソフトの普及とe-Tax

ソフトの普及とe-Taxは、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。ソフトの普及とe-Taxは、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

⑥ 安価な財務ソフトの普及

安価な財務ソフトの普及は、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。安価な財務ソフトの普及は、国民の負担を軽減し、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

⑦ 税理士会・税政連の役割

税理士会・税政連の役割は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。税理士会・税政連の役割は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。租税教育は、国民の租税意識を高め、社会生活を送る上で必要となる知識・技能を身に付けることである。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も **達人シリーズ!**

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 ▶ 6%OFF
- 8品目以上導入 ▶ 8%OFF
- 10品目以上導入 ▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第2号議案 令和5年度収支決算報告承認の件

令和5年度収支報告書

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

(収入の部)

(単位:円)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, 当期収入合計, etc.

(支出の部)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 經常経費, 予備費, 当期支出合計, etc.

重点運動5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会で送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

(2)組織・財政両面での基礎づくりの一環として、平成8年から実施している「税政連サポート基金」を強力に実施した。4回発行した機関紙に振込用紙を同封し、税理士会員に協力を依頼した。このうち5月号は封筒を使用した。

1. 選挙への対応について (1)今年度は国政選挙(衆議院議員補欠選挙を除く)がなかったため、国会議員の推薦はなかった。ただし、自由民主党派閥(ハリー)に係る政治資金収支報告書不記載事案に関し、本連盟の対応(該当議員の推薦の可否など)、単

税政リーフレット)も同封した結果、直後の月の募金額が1番多かった。当該募金は、会員及び単一位税政連からの会費収入の補足的な役割を果たした。

1. 選挙への対応について (1)今年度は国政選挙(衆議院議員補欠選挙を除く)がなかったため、国会議員の推薦はなかった。ただし、自由民主党派閥(ハリー)に係る政治資金収支報告書不記載事案に関し、本連盟の対応(該当議員の推薦の可否など)、単

位税政連及び税理士後援会に対する依頼及び周知について、常任幹事会、幹事会等で検討した。なお、自由民主党派閥(ハリー)に係る政治資金収支報告書不記載事案に端を発した問題については6月19日、政治資金規正法改正案が参院会で自民、公明などの賛成多数で可決、成立したことにより、一定の結論を得た。(2)東京都議会議員選挙(補欠選挙)が、令和6年6月28日告示、7月7日選挙期日で行われた。本連盟は、各単

推薦した候補者及びその選挙結果は次のとおり敬称略、順不同、凡例:○当選、一落選。せりさわ裕次郎(品川区、自民党、新人)【品川・荏原税政連】(結果:○) 戸枝大幸(北区、自民党、新人)【王子税政連】(結果:○) 榎本ふみこ(足立区、自民党、新人)【足立・西新井税政連】(結果:○) 山崎一輝(江東区、自民党、元職)【江東東税政連】(結果:○) 馬場たかひろ(八王子市、自民党、新人)【八王市税政

連】(結果:○) 遠藤ちひろ(南多摩、都民ファーストの会、新人)【日野税政連】(結果:○) なお、令和6年6月20日告示、7月7日選挙期日で行われた東京都知事選挙については、「国政選挙等の候補者推薦に関する取扱要領」の条文中に合致する者が居ないことから、今回は誰も推薦しないことを確認した。

(3)衆議院選挙における小選挙区の区割り変更について、関係する各会議(常任幹事会、幹事会、単位税政連及び後援会)に「設立年月日」を報告して随時、最新の動向等を報告し、その対応について検討した。

2. 国会議員等の税理士後援会設立・運営支援について (1)本連盟は、単位税政連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立を促進しており、令和5年度実現在国会議員関係32後援会、自治体関係3後援会で合計35後援会が設立されている。今年度における設立及び解散後援会は、次のとおりである。【設立年月日】 令和5年

11月22日 【解散年月日】 令和5年11月30日 【後援会名称】 菅直人を囲む税理士の会 【設立年月日】 令和5年2月1日 【解散年月日】 令和6年2月1日 【後援会名称】 深谷隆司・辻清人を囲む小石川税理士の会 【設立年月日】 令和6年6月27日 【解散年月日】 令和6年6月27日

【設立年月日】 令和5年11月22日 【解散年月日】 令和5年11月30日 【後援会名称】 菅直人を囲む税理士の会 【設立年月日】 令和5年2月1日 【解散年月日】 令和6年2月1日 【後援会名称】 深谷隆司・辻清人を囲む小石川税理士の会 【設立年月日】 令和6年6月27日 【解散年月日】 令和6年6月27日

6面について、(1)国稅通則法の目的規定の改正については、(令和6年

重点運動6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国稅通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

(4)後援会の設立、定時総会及び意見交換会の開催・実施に関し、当該後援会からの申請に基づき、助成金交付しており、本年度は設立助成金1件、活動助成金15件の実績があった。

(3)後援会の定期総会、懇談会等に本連盟の役員が出席した。

(2)所得税の確定申告の期間中に東京税理士会の税務支援事業が実施されるに当たり、当該事業への理解を深めるために、日本税理士政治連盟からの要請に基づき、単位税政連を通して東京税理士会各支部及び税理士後援会と連携して、推薦国会議員等による視察への協力を行い、視察時の様子を本連盟機関紙「tax5」に掲載した。

(1)国稅通則法の目的規定の改正については、(令和6年

11月22日 【解散年月日】 令和5年11月30日 【後援会名称】 菅直人を囲む税理士の会 【設立年月日】 令和5年2月1日 【解散年月日】 令和6年2月1日 【後援会名称】 深谷隆司・辻清人を囲む小石川税理士の会 【設立年月日】 令和6年6月27日 【解散年月日】 令和6年6月27日

申込受付中です!

おしどり保障

- 税理士とその配偶者のみか加入できる "ご夫婦の生命保障"
新規加入は65才まで、保障は80才まで。

詳しくは8月16日発行の「日本税理士共済会」からのお知らせをご覧ください

個人年金

- 月掛1万円から最高50万円まで
新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。
職員の方も個人で加入できます。



日本税理士共済会

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

度税制改正に関する要望(日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟)中、「Ⅲ 今後の税制改正についての基本的な考え方」に「国税通則法第1条に『納税者の権利利益の保護に資する』旨の文言を追加すべきである」とが掲記された。

②国税不服審判所は平成28年4月1日より改正国税不服申立制度が施行されたことを受けて、国税審判官への登用に際し、税理士等の民間専門家からの職員採用を実施している。

国税不服審判所は、令和5年7月10日現在で50名(税理士18名、弁護士25名、公認会計士7名)の民間専門家を国税審判官(特定期付職員)として任用している。

重点運動8: 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。

①合格者増加を目的に改正された司法試験や公認会計士試験については最近、受験者数の増加により合格者が増加しているが、試験自体が直ちに税理士制度に対し、大きな影響を与えているとは考えられない。

②税理士となる資格は、税理士試験合格が原則との観点から、「税理士法第3条(税理士の資格 第1項第3号・第4号及び第2項の廃止)」を要望しており、弁護士及び公認会計士による税理士登録者数について引き続き注視した。

の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保を図ることを使命とし、税理士が民間専門家が登用されることにより、審理の中立性・公正性を向上させることが期待されている。

重点運動7: 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

「業務独占」や「税理士と公認会計士の業務の相互参入のほか」、「資格者法人的見直し」等について、政府機関等の検討状況や諸外国との貿易交渉等の動向を注視したが、特に大きな問題は発生していない。

重点運動9: 災害関連税制については、被災者に対しより一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

令和5年度税制改正において、個人所得税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し、「相続時精算課税制度における受贈財産が災害による損失を受けた場合の救済措置」が実現した。災害関連税制については、平成29年度税制改正において、災害ごとに特別立法で措置してきた規定を各税法に規定することとする見直しが行われたが、引き続き被災者の立場に寄り添った税制が必要であるとして積極的な活動を行った成果である。

令和7年度税制改正に関する要望では、「雑損控除の適用につき」特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設することを掲げ、運動を展開していく予定である。

重点運動10: 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審理員制の充実に資するための公益的業務に積極的に関与していくための運動を行う。

①自由民主党派関係パーティに係る政治資金収支報告書不記載事案に端を発した問題に関連し、日本税理士会連合会は本年3月26日、「登録政治資金監査人による政治資金監査のあり方に関する要望書」を取りまとめた。内容は、①登録政治資金監査人による政治資金監査の対象について、②政治資金監査における監査範囲及び監査方法等について、③登録政治資金監査人の独立性の確保について、④登録政治資金監査人の就任等に係る諸整備についてであり、具体的には監査範囲に収入を含めることや会計帳簿を複式簿記による記帳とすることなどが含まれている。

政治資金規正法改正に当たって日税連・日税政が陳情した結果、「政治資金の適正化・透明化を図るため」適時に正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。」が附帯決議に盛り込まれた。

②東京都内における登録政治資金監査人への登録者は、令和6年6月30日現在で1572人であり、そのうち、東京税理士会会員である税理士は990人である。

条例を制定している自治体は少ない、さらに、②都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないことから、都政に関する要望書において、「税理士の積極的な登用」として取り上げた。

重点運動11: 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。

隣接事業の業務内容が税務の分野に及ばないよう注視してきたが、問題は見られなかった。

重点運動12: 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

公会計制度改革については、都政に関する要望書中「複式簿記・発生主義による新公会計制度導入の普及・推進」を掲げ、平成18年4月から複式簿記・発生主義会計を導入している東京都においては、都内の各自治体においても同様の会計制度の導入を普及・推進されたい旨を要望した。

重点運動13: 国民に信頼される民主的な税制制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及、促進を行う。

名簿に登録された東京税理士会の推薦する会員を活用するよう、合わせて要望した。

重点運動14: 本連盟の活動状況の広範な充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

「『当面の問題』シリーズ」問題点の解説等】

1. 広報活動について

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします
本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。
Support 2024 1口 5,000円
「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は、個人名をご記入ください。
※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

資料やレポート、解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために重要な役割を果たした。
第232号から第235号に掲載した資料、レポート等は次のとおりである。
【本連盟の要望書、その他の資料】
◇本連盟の要望書(概要)(第232号)
◇「令和6年度与税制改正大綱」から①個人所得課税、②資産課税、③法人課税、④消費課税、⑤納税環境整備を抜粋して掲載(第234号)
【『当面の問題』シリーズ】
◇第232号No. 145
◇第233号No. 146
◇第234号No. 147
◇第235号No. 148
◇第236号No. 149
◇第237号No. 150
◇第238号No. 151
◇第239号No. 152
◇第240号No. 153
◇第241号No. 154
◇第242号No. 155
◇第243号No. 156
◇第244号No. 157
◇第245号No. 158
◇第246号No. 159
◇第247号No. 160
◇第248号No. 161
◇第249号No. 162
◇第250号No. 163
◇第251号No. 164
◇第252号No. 165
◇第253号No. 166
◇第254号No. 167
◇第255号No. 168
◇第256号No. 169
◇第257号No. 170
◇第258号No. 171
◇第259号No. 172
◇第260号No. 173
◇第261号No. 174
◇第262号No. 175
◇第263号No. 176
◇第264号No. 177
◇第265号No. 178
◇第266号No. 179
◇第267号No. 180
◇第268号No. 181
◇第269号No. 182
◇第270号No. 183
◇第271号No. 184
◇第272号No. 185
◇第273号No. 186
◇第274号No. 187
◇第275号No. 188
◇第276号No. 189
◇第277号No. 190
◇第278号No. 191
◇第279号No. 192
◇第280号No. 193
◇第281号No. 194
◇第282号No. 195
◇第283号No. 196
◇第284号No. 197
◇第285号No. 198
◇第286号No. 199
◇第287号No. 200
◇第288号No. 201
◇第289号No. 202
◇第290号No. 203
◇第291号No. 204
◇第292号No. 205
◇第293号No. 206
◇第294号No. 207
◇第295号No. 208
◇第296号No. 209
◇第297号No. 210
◇第298号No. 211
◇第299号No. 212
◇第300号No. 213
◇第301号No. 214
◇第302号No. 215
◇第303号No. 216
◇第304号No. 217
◇第305号No. 218
◇第306号No. 219
◇第307号No. 220
◇第308号No. 221
◇第309号No. 222
◇第310号No. 223
◇第311号No. 224
◇第312号No. 225
◇第313号No. 226
◇第314号No. 227
◇第315号No. 228
◇第316号No. 229
◇第317号No. 230
◇第318号No. 231
◇第319号No. 232
◇第320号No. 233
◇第321号No. 234
◇第322号No. 235
◇第323号No. 236
◇第324号No. 237
◇第325号No. 238
◇第326号No. 239
◇第327号No. 240
◇第328号No. 241
◇第329号No. 242
◇第330号No. 243
◇第331号No. 244
◇第332号No. 245
◇第333号No. 246
◇第334号No. 247
◇第335号No. 248
◇第336号No. 249
◇第337号No. 250
◇第338号No. 251
◇第339号No. 252
◇第340号No. 253
◇第341号No. 254
◇第342号No. 255
◇第343号No. 256
◇第344号No. 257
◇第345号No. 258
◇第346号No. 259
◇第347号No. 260
◇第348号No. 261
◇第349号No. 262
◇第350号No. 263
◇第351号No. 264
◇第352号No. 265
◇第353号No. 266
◇第354号No. 267
◇第355号No. 268
◇第356号No. 269
◇第357号No. 270
◇第358号No. 271
◇第359号No. 272
◇第360号No. 273
◇第361号No. 274
◇第362号No. 275
◇第363号No. 276
◇第364号No. 277
◇第365号No. 278
◇第366号No. 279
◇第367号No. 280
◇第368号No. 281
◇第369号No. 282
◇第370号No. 283
◇第371号No. 284
◇第372号No. 285
◇第373号No. 286
◇第374号No. 287
◇第375号No. 288
◇第376号No. 289
◇第377号No. 290
◇第378号No. 291
◇第379号No. 292
◇第380号No. 293
◇第381号No. 294
◇第382号No. 295
◇第383号No. 296
◇第384号No. 297
◇第385号No. 298
◇第386号No. 299
◇第387号No. 300
◇第388号No. 301
◇第389号No. 302
◇第390号No. 303
◇第391号No. 304
◇第392号No. 305
◇第393号No. 306
◇第394号No. 307
◇第395号No. 308
◇第396号No. 309
◇第397号No. 310
◇第398号No. 311
◇第399号No. 312
◇第400号No. 313
◇第401号No. 314
◇第402号No. 315
◇第403号No. 316
◇第404号No. 317
◇第405号No. 318
◇第406号No. 319
◇第407号No. 320
◇第408号No. 321
◇第409号No. 322
◇第410号No. 323
◇第411号No. 324
◇第412号No. 325
◇第413号No. 326
◇第414号No. 327
◇第415号No. 328
◇第416号No. 329
◇第417号No. 330
◇第418号No. 331
◇第419号No. 332
◇第420号No. 333
◇第421号No. 334
◇第422号No. 335
◇第423号No. 336
◇第424号No. 337
◇第425号No. 338
◇第426号No. 339
◇第427号No. 340
◇第428号No. 341
◇第429号No. 342
◇第430号No. 343
◇第431号No. 344
◇第432号No. 345
◇第433号No. 346
◇第434号No. 347
◇第435号No. 348
◇第436号No. 349
◇第437号No. 350
◇第438号No. 351
◇第439号No. 352
◇第440号No. 353
◇第441号No. 354
◇第442号No. 355
◇第443号No. 356
◇第444号No. 357
◇第445号No. 358
◇第446号No. 359
◇第447号No. 360
◇第448号No. 361
◇第449号No. 362
◇第450号No. 363
◇第451号No. 364
◇第452号No. 365
◇第453号No. 366
◇第454号No. 367
◇第455号No. 368
◇第456号No. 369
◇第457号No. 370
◇第458号No. 371
◇第459号No. 372
◇第460号No. 373
◇第461号No. 374
◇第462号No. 375
◇第463号No. 376
◇第464号No. 377
◇第465号No. 378
◇第466号No. 379
◇第467号No. 380
◇第468号No. 381
◇第469号No. 382
◇第470号No. 383
◇第471号No. 384
◇第472号No. 385
◇第473号No. 386
◇第474号No. 387
◇第475号No. 388
◇第476号No. 389
◇第477号No. 390
◇第478号No. 391
◇第479号No. 392
◇第480号No. 393
◇第481号No. 394
◇第482号No. 395
◇第483号No. 396
◇第484号No. 397
◇第485号No. 398
◇第486号No. 399
◇第487号No. 400
◇第488号No. 401
◇第489号No. 402
◇第490号No. 403
◇第491号No. 404
◇第492号No. 405
◇第493号No. 406
◇第494号No. 407
◇第495号No. 408
◇第496号No. 409
◇第497号No. 410
◇第498号No. 411
◇第499号No. 412
◇第500号No. 413
◇第501号No. 414
◇第502号No. 415
◇第503号No. 416
◇第504号No. 417
◇第505号No. 418
◇第506号No. 419
◇第507号No. 420
◇第508号No. 421
◇第509号No. 422
◇第510号No. 423
◇第511号No. 424
◇第512号No. 425
◇第513号No. 426
◇第514号No. 427
◇第515号No. 428
◇第516号No. 429
◇第517号No. 430
◇第518号No. 431
◇第519号No. 432
◇第520号No. 433
◇第521号No. 434
◇第522号No. 435
◇第523号No. 436
◇第524号No. 437
◇第525号No. 438
◇第526号No. 439
◇第527号No. 440
◇第528号No. 441
◇第529号No. 442
◇第530号No. 443
◇第531号No. 444
◇第532号No. 445
◇第533号No. 446
◇第534号No. 447
◇第535号No. 448
◇第536号No. 449
◇第537号No. 450
◇第538号No. 451
◇第539号No. 452
◇第540号No. 453
◇第541号No. 454
◇第542号No. 455
◇第543号No. 456
◇第544号No. 457
◇第545号No. 458
◇第546号No. 459
◇第547号No. 460
◇第548号No. 461
◇第549号No. 462
◇第550号No. 463
◇第551号No. 464
◇第552号No. 465
◇第553号No. 466
◇第554号No. 467
◇第555号No. 468
◇第556号No. 469
◇第557号No. 470
◇第558号No. 471
◇第559号No. 472
◇第560号No. 473
◇第561号No. 474
◇第562号No. 475
◇第563号No. 476
◇第564号No. 477
◇第565号No. 478
◇第566号No. 479
◇第567号No. 480
◇第568号No. 481
◇第569号No. 482
◇第570号No. 483
◇第571号No. 484
◇第572号No. 485
◇第573号No. 486
◇第574号No. 487
◇第575号No. 488
◇第576号No. 489
◇第577号No. 490
◇第578号No. 491
◇第579号No. 492
◇第580号No. 493
◇第581号No. 494
◇第582号No. 495
◇第583号No. 496
◇第584号No. 497
◇第585号No. 498
◇第586号No. 499
◇第587号No. 500
◇第588号No. 501
◇第589号No. 502
◇第590号No. 503
◇第591号No. 504
◇第592号No. 505
◇第593号No. 506
◇第594号No. 507
◇第595号No. 508
◇第596号No. 509
◇第597号No. 510
◇第598号No. 511
◇第599号No. 512
◇第600号No. 513
◇第601号No. 514
◇第602号No. 515
◇第603号No. 516
◇第604号No. 517
◇第605号No. 518
◇第606号No. 519
◇第607号No. 520
◇第608号No. 521
◇第609号No. 522
◇第610号No. 523
◇第611号No. 524
◇第612号No. 525
◇第613号No. 526
◇第614号No. 527
◇第615号No. 528
◇第616号No. 529
◇第617号No. 530
◇第618号No. 531
◇第619号No. 532
◇第620号No. 533
◇第621号No. 534
◇第622号No. 535
◇第623号No. 536
◇第624号No. 537
◇第625号No. 538
◇第626号No. 539
◇第627号No. 540
◇第628号No. 541
◇第629号No. 542
◇第630号No. 543
◇第631号No. 544
◇第632号No. 545
◇第633号No. 546
◇第634号No. 547
◇第635号No. 548
◇第636号No. 549
◇第637号No. 550
◇第638号No. 551
◇第639号No. 552
◇第640号No. 553
◇第641号No. 554
◇第642号No. 555
◇第643号No. 556
◇第644号No. 557
◇第645号No. 558
◇第646号No. 559
◇第647号No. 560
◇第648号No. 561
◇第649号No. 562
◇第650号No. 563
◇第651号No. 564
◇第652号No. 565
◇第653号No. 566
◇第654号No. 567
◇第655号No. 568
◇第656号No. 569
◇第657号No. 570
◇第658号No. 571
◇第659号No. 572
◇第660号No. 573
◇第661号No. 574
◇第662号No. 575
◇第663号No. 576
◇第664号No. 577
◇第665号No. 578
◇第666号No. 579
◇第667号No. 580
◇第668号No. 581
◇第669号No. 582
◇第670号No. 583
◇第671号No. 584
◇第672号No. 585
◇第673号No. 586
◇第674号No. 587
◇第675号No. 588
◇第676号No. 589
◇第677号No. 590
◇第678号No. 591
◇第679号No. 592
◇第680号No. 593
◇第681号No. 594
◇第682号No. 595
◇第683号No. 596
◇第684号No. 597
◇第685号No. 598
◇第686号No. 599
◇第687号No. 600
◇第688号No. 601
◇第689号No. 602
◇第690号No. 603
◇第691号No. 604
◇第692号No. 605
◇第693号No. 606
◇第694号No. 607
◇第695号No. 608
◇第696号No. 609
◇第697号No. 610
◇第698号No. 611
◇第699号No. 612
◇第700号No. 613
◇第701号No. 614
◇第702号No. 615
◇第703号No. 616
◇第704号No. 617
◇第705号No. 618
◇第706号No. 619
◇第707号No. 620
◇第708号No. 621
◇第709号No. 622
◇第710号No. 623
◇第711号No. 624
◇第712号No. 625
◇第713号No. 626
◇第714号No. 627
◇第715号No. 628
◇第716号No. 629
◇第717号No. 630
◇第718号No. 631
◇第719号No. 632
◇第720号No. 633
◇第721号No. 634
◇第722号No. 635
◇第723号No. 636
◇第724号No. 637
◇第725号No. 638
◇第726号No. 639
◇第727号No. 640
◇第728号No. 641
◇第729号No. 642
◇第730号No. 643
◇第731号No. 644
◇第732号No. 645
◇第733号No. 646
◇第734号No. 647
◇第735号No. 648
◇第736号No. 649
◇第737号No. 650
◇第738号No. 651
◇第739号No. 652
◇第740号No. 653
◇第741号No. 654
◇第742号No. 655
◇第743号No. 656
◇第744号No. 657
◇第745号No. 658
◇第746号No. 659
◇第747号No. 660
◇第748号No. 661
◇第749号No. 662
◇第750号No. 663
◇第751号No. 664
◇第752号No. 665
◇第753号No. 666
◇第754号No. 667
◇第755号No. 668
◇第756号No. 669
◇第757号No. 670
◇第758号No. 671
◇第759号No. 672
◇第760号No. 673
◇第761号No. 674
◇第762号No. 675
◇第763号No. 676
◇第764号No. 677
◇第765号No. 678
◇第766号No. 679
◇第767号No. 680
◇第768号No. 681
◇第769号No. 682
◇第770号No. 683
◇第771号No. 684
◇第772号No. 685
◇第773号No. 686
◇第774号No. 687
◇第775号No. 688
◇第776号No. 689
◇第777号No. 690
◇第778号No. 691
◇第779号No. 692
◇第780号No. 693
◇第781号No. 694
◇第782号No. 695
◇第783号No. 696
◇第784号No. 697
◇第785号No. 698
◇第786号No. 699
◇第787号No. 700
◇第788号No. 701
◇第789号No. 702
◇第790号No. 703
◇第791号No. 704
◇第792号No. 705
◇第793号No. 706
◇第794号No. 707
◇第795号No. 708
◇第796号No. 709
◇第797号No. 710
◇第798号No. 711
◇第799号No. 712
◇第800号No. 713
◇第801号No. 714
◇第802号No. 715
◇第803号No. 716
◇第804号No. 717
◇第805号No. 718
◇第806号No. 719
◇第807号No. 720
◇第808号No. 721
◇第809号No. 722
◇第810号No. 723
◇第811号No. 724
◇第812号No. 725
◇第813号No. 726
◇第814号No. 727
◇第815号No. 728
◇第816号No. 729
◇第817号No. 730
◇第818号No. 731
◇第819号No. 732
◇第820号No. 733
◇第821号No. 734
◇第822号No. 735
◇第823号No. 736
◇第824号No. 737
◇第825号No. 738
◇第826号No. 739
◇第827号No. 740
◇第828号No. 741
◇第829号No. 742
◇第830号No. 743
◇第831号No. 744
◇第832号No. 745
◇第833号No. 746
◇第834号No. 747
◇第835号No. 748
◇第836号No. 749
◇第837号No. 750
◇第838号No. 751
◇第839号No. 752
◇第840号No. 753
◇第841号No. 754
◇第842号No. 755
◇第843号No. 756
◇第844号No. 757
◇第845号No. 758
◇第846号No. 759
◇第847号No. 760
◇第848号No. 761
◇第849号No. 762
◇第850号No. 763
◇第851号No. 764
◇第852号No. 765
◇第853号No. 766
◇第854号No. 767
◇第855号No. 768
◇第856号No. 769
◇第857号No. 770
◇第858号No. 771
◇第859号No. 772
◇第860号No. 773
◇第861号No. 774
◇第862号No. 775
◇第863号No. 776
◇第864号No. 777
◇第865号No. 778
◇第866号No. 779
◇第867号No. 780
◇第868号No. 781
◇第869号No. 782
◇第870号No. 783
◇第871号No. 784
◇第872号No. 785
◇第873号No. 786
◇第874号No. 787
◇第875号No. 788
◇第876号No. 789
◇第877号No. 790
◇第878号No. 791
◇第879号No. 792
◇第880号No. 793
◇第881号No. 794
◇第882号No. 795
◇第883号No. 796
◇第884号No. 797
◇第885号No. 798
◇第886号No. 799
◇第887号No. 800
◇第888号No. 801
◇第889号No. 802
◇第890号No. 803
◇第891号No. 804
◇第892号No. 805
◇第893号No. 806
◇第894号No. 807
◇第895号No. 808
◇第896号No. 809
◇第897号No. 810
◇第898号No. 811
◇第899号No. 812
◇第900号No. 813
◇第901号No. 814
◇第902号No. 815
◇第903号No. 816
◇第904号No. 817
◇第905号No. 818
◇第906号No. 819
◇第907号No. 820
◇第908号No. 821
◇第909号No. 822
◇第910号No. 823
◇第911号No. 824
◇第912号No. 825
◇第913号No. 826
◇第914号No. 827
◇第915号No. 828
◇第916号No. 829
◇第917号No. 830
◇第918号No. 831
◇第919号No. 832
◇第920号No. 833
◇第921号No. 834
◇第922号No. 835
◇第923号No. 836
◇第924号No. 837
◇第925号No. 838
◇第926号No. 839
◇第927号No. 840
◇第928号No. 841
◇第929号No. 842
◇第930号No. 843
◇第931号No. 844
◇第932号No. 845
◇第933号No. 846
◇第934号No. 847
◇第935号No. 848
◇第936号No. 849
◇第937号No. 850
◇第938号No. 851
◇第939号No. 852
◇第940号No. 853
◇第941号No. 854
◇第942号No. 855
◇第943号No. 856
◇第944号No. 857
◇第945号No. 858
◇第946号No. 859
◇第947号No. 860
◇第948号No. 861
◇第949号No. 862
◇第950号No. 863
◇第951号No. 864
◇第952号No. 865
◇第953号No. 866
◇第954号No. 867
◇第955号No. 868
◇第956号No. 869
◇第957号No. 870
◇第958号No. 871
◇第959号No. 872
◇第960号No. 873
◇第961号No. 874
◇第962号No. 875
◇第963号No. 876
◇第964号No. 877
◇第965号No. 878
◇第966号No. 879
◇第967号No. 880
◇第968号No. 881
◇第969号No. 882
◇第970号No. 883
◇第971号No. 884
◇第972号No. 885
◇第97



夜の昭和記念公園(立川市)

『緑の回復と人間性の向上』をテーマに、豊かな自然環境の中で多彩なレクリエーション活動の場となるよう計画されています。

その公園の一角に平成9年4月に誕生した日本庭園があります。池の周りをめぐりながら景色を楽しめる池泉回遊式の日本庭園です。園内北側では『野面積み』と呼ばれては、いかげすま

秋夜の日本庭園
立川にある国営昭和記念公園のご紹介です。昭和天皇御在位50年記念事業の一環として米軍の立川飛行場跡地につられた総面積180haにもおよぶ国営公園で、『緑の回復と人間性の向上』をテーマに、豊かな自然環境の中で多彩なレクリエーション活動の場となるよう計画されています。

山田 浩一

(武蔵府中)

私のスナック

「ミレニアル世代」「Z世代」の次は、「ミレニアル世代」を親に持つ「α世代」というらしい。インターネットの発展とともに育ち、インフラとして溶け込んでいる世代である。

昔は、地震が発生するとテレビで震源を確認したもののだが、今やテレビ速報よりネット検索の方が断然早い。マーケティングにおいて、自社の商品やサービスのターゲットが属する世代

税理士後援会の活動

R6・7・22 税理士による石原ひろたかを囲む会定期総会・懇親会

R6・5・8 大森地区の税理士による平将明後援会定期総会

R6・7・26 秋生田光一を支える税理士の会定期総会

R6・6・14 税理士による山田美樹後援会総会・意見交換会

R6・8・6 税理士による辻清人後援会定期総会

R6・7・3 平将明を囲む税理士の会第16回定期総会

R6・7・10 税理士による小田原潔後援会第6回定期総会・懇親会

R6・7・12 海江田万里を囲む税理士の会定期総会・意見交換会

ほのぼの喫茶室 [9月24日は清浄の日?]

構成/菅乃廣 画/ながざわとろ

9月24日は清浄の日って... 知ってました?

えーっ そんなの知らない! ママが勝手に決めたんじゃないの? ちがうわよ 環境省が廃棄物処理法が昭和46年に制定されたのがきっかけなんだって

だから今日はお店の掃除がんばるわよ! 今日だけがんばっても掃除は継続してやらないと

ロボットクリーナーちゃんがんばってくれるから大丈夫 鮎きっぱいママには最高の相棒よね!

を把握し、特徴や価値観を分析したうえで戦略をたてるため、効率的にターゲットに視聽してもらえ可能性が高いネット動画広告が盛りの上がっている。ネット上で得られる大量の情報にアクセスし、自分に必要で正確な情報を見抜く力も世代ごとに特徴があるのだから。とはいえず常識や暗黙のルールで守られてきた秩序や性善説に基づいた社会制度の隙間をついて、記憶や印象に残ることを狙いすぎるのもいかなるものか? 「α世代」になれば、社会のルールを決めずとも、自分に必要な情報のみを見つけていくことができるのだろうか? 「失われた世代」と言われてきた者からすると、転換期にあると実感する都知事選挙であった。(N・F)

私の事務所の近くには、だいぶ数は減りましたが銭湯が何軒あります。仕事等で疲れて癒やされたいと、ふらっと行ってきます。

うち一軒は4年ほど前に大規模な改装が行われまして、DJブースが置かれ、ジャズが流れるモダンな銭湯に生まれ変わりました。この銭湯の特筆すべき点はサウナで、ネットのサウナランキングで優勝したこともあり、15分毎にオートロウリュウがあり、しっかり「どこの」を感嘆気分転換に「サウナ」、皆様もいかがでしょうか? (本所・岡崎)

編集点描

は、森林環

黒字化と、その先の優良企業へ。「月次決算」で未来が変わる。

わたしたちTKC全国会の会員税理士は、関与先企業の黒字決算を進め、優良企業への道を拓くためにさまざまな活動をしています。その一つが毎月の巡回監査。会計ソフト「FXクラウド」を用いた月次決算のお手伝いや経営助言を行うことで、関与先企業はリアルタイムに自社の業績を把握でき、決算の先行きを管理することが可能です。

TKC全国会が考える優良企業の条件

- ① 自計化システム利用による月次決算の実施。
- ② 法人税申告時に税理士法第33条の2第1項に規定する書面が添付されている。
- ③ 中小会計要綱(中小3指針)に準拠している。
- ④ 採算利益率が2期連続で増加している。
- ⑤ 自己資本比率が30%以上である。
- ⑥ 税引前当期純利益がプラスである。

TKC全国会 〒162-8585 東京都新宿区塩原町2番1号 新子点MNビル4階 TEL: 03-3235-5511 | Web: https://www.tkc.jp/

VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及推進

2024東京地区における

全税共創立50周年記念 第39回全国統一キャンペーン

キャンペーン期間
令和6年9月~11月

キャンペーンの成果は研修会費用、支所交付金、特別優待券配付、直営売店での書籍1割引販売等、様々な形で組合員及び準会員の皆さまに還元されています。

本年9月から11月の期間に実施する第39回全国統一キャンペーンは、主催者である全国税理士共栄会の創立50周年を記念したキャンペーンとなります。これまでの皆さま方のご協力に感謝を申し上げますと共に、これからの100年、さらにその先の未来へと続く1歩のためにも、これまで以上のご理解、ご支援をお願いいたします。

関与先を
ご紹介
ください



「関与先紹介カード」
のご利用を
お願いいたします

ご紹介いただける関与先様がいらっしゃいましたら、右側の「全税共関与先紹介カード」のご利用をお願いいたします。紹介カードについては本組合事務局にお問い合わせください。

- キャンペーン参加生命保険会社
- 朝日生命 第一生命 日本生命 ジブラルタ生命 明治安田生命 メットライフ生命
 - 住友生命 SOMPOひまわり生命 アクサ生命 富国生命 三井住友海上あいおい生命



業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 **東税協直営売店**

税務手帳・税務日誌・職員執務日誌

お買い上げ3,000円以上で送料無料!

予約特価
で受付中!
10/15(火)まで

2025年版
税務手帳

予約特価
830円

10月16日以降は
組合員価格900円



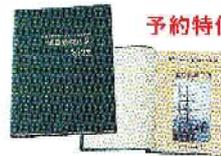
税務日誌

予約特価 2,081円
組合員価格 2,327円



職員執務日誌

予約特価 1,924円
組合員価格 1,960円



名入れ
できます

税務手帳50冊、税務日誌30冊から(押捺料3,500円)
※税務手帳80冊、税務日誌50冊以上は押捺料無料 ※価格はすべて税込。

お申込み方法についての詳細は、組合員・準会員の
持様に9月上旬にお届けするご案内を必ず参照ください。

<お問い合わせ> 東京税理士協同組合直営売店 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

東京税理士協同組合は、2024年4月1日より、日税グループの株式会社日税経営情報センターと業務提携いたしました。

事業承継をトータルにサポート 株式会社日税経営情報センター

組織再編や不動産M&A、民事信託など **最適な事業承継**をご提案いたします!



こんなお悩みを持つ関与先様はいらっしゃいませんか?

- 法人所有の不動産を「単純売却」か「不動産M&A」のどちらがより手取りが増えるか分からない
- 組織再編など実施後、事業売却や不動産売却を行いたい
- 補助金や優遇税制を活用し、スムーズな事業承継を行いたい

※ 資金調達の一つの手段としてファクタリングも行っております。

ご相談料は無料です。
また、着手金・最低報酬は設けておりません。



お問い合わせ先 経営革新等支援機関 M & A 支援機関 株式会社日税経営情報センター 電話 03-3345-0600 9:00~17:30 ※土日祝を除く



東京税理士協同組合

営業時間/AM9:00~ PM5:00
月曜~金曜(祝日、年末年始を除く)

書籍のご注文もHPから承ります
https://www.tozeikyo.or.jp



組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

